

1 環境調査結果の概要

法第26条の規定に基づき実施した環境調査結果は、すべて環境基準を達成しました。

調査項目				調査 地点数	調査結果	環境基準	評価
大気環境				3	0.013～0.027pg-TEQ/m ³	年間平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	達成
水環境	公共用水域	水質	河川	6	0.034～0.24pg-TEQ/L	年間平均値で 1pg-TEQ/L以下	達成
			海域	3			
		底質	河川	6	0.34～31pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g以下	達成
			海域	3			
	地下水			2	0.020～0.021pg-TEQ/L	年間平均値で 1pg-TEQ/L以下	達成
土壌環境				2	0.017～0.18pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g以下	達成

※毒性等量(TEQ)は、最も毒性の強いダイオキシンの毒性に換算した値である。

1pg(ピコグラム)とは、1兆分の1gをいう。

2 発生源調査結果の概要

(1) 行政検査結果について

事業者の排出基準の遵守状況を確認するため、排出ガスでは3施設、排水では1排水口で行政検査を実施しました。その結果、すべて排出基準に適合していました。

種別	調査対象数	測定結果	排出基準	適合状況
排出ガス	3施設	0.0043～0.27 ng-TEQ/m ³ N	施設により異なる	適合
排水	1排水口	0.00067pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	適合

※1ng(ナノグラム)とは、10億分の1gをいう。

(2) 事業者測定結果について

法第28条の規定に基づき、事業者は、毎年1回以上排出ガス、排水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定を行い、その結果を市長に報告することとされています。

排出基準との適合状況を見ると、排出ガス、排水及びばいじん等すべて基準に適合していました。

なお、測定結果の未報告は、排出ガス、ばいじん等について1施設ありました。

ア 排出ガス及び排水の事業者測定結果

種別	報告数	測定結果	排出基準	適合状況
排出ガス	31	0～0.72 ng-TEQ/m ³ N	施設により異なる	適合
排水	10	0.000036～0.13 pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	適合

イ ばいじん等の事業者測定結果

種別	報告数	測定結果	処理基準	適合状況
ばいじん及び燃え殻	17	0～1.6 ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	適合

ウ 未報告施設

特定施設の種類	排出ガス	ばいじん等
廃棄物焼却炉	1	1